

【別紙3-2】 令和以降に制定された条例構成一覧

項目	こども基本法 R4.6		東京都こども基本条例 R3.3		やまなし子ども条例 R4.3		(長野)県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例 R4.3		奈良っ子はぐくみ条例 R4.3		
1 目的/定義/基本理念	1~3条	目的/定義/基本理念	1~3条	目的/定義/基本理念	1~3条	目的/定義/基本理念	1~3条	目的/定義/基本理念	1~3条	目的/定義/基本理念	
2 責務等 県、県民、事業者、民間支援団体、学校関係者等	①	5条 地方公共団体の責務			4条 県の責務		4条 県の責務		4条 県の責務		
	②	6条 事業者の努力			5条 保護者の役割		5条 市町村との連携等		5条 市町村及び関係機関等との連携及び協力		
	③	7条 国民の努力			6条 学校関係者等の役割		6条 県民の役割		6条 保護者の役割		
	④				7条 事業者の役割		7条 事業者の役割		7条 県民等及び関係団体等の役割		
	⑤				8条 県民の役割		8条 学校の役割				
	⑥				9条 市町村等との連携協力						
3 推進体制等の整備 計画の策定、周知広報、財政上の措置等	①	8条 年次報告	12条	こどもの権利の広報・啓発	23・24条	子どもに対する権利侵害の救済等	9条	行動計画	21条	実施計画の策定	
	②	17~19条	こども政策推進会議の設置	15条	こどもに関する計画の策定	25条	推進体制と公表	17条	財政上の措置	22条	実施状況の公表
	③			16条	こども施策を総合的に推進する体制の整備			18条	施策の実施状況の報告及び公表	23条	財政上の措置
	④			17条	財政上の措置						
	⑤										
	⑥										
	⑦										
4 基本的施策 ※基本的施策の中で上記3の項目が規定されている場合には上記3に記載	①	9条	こども施策に関する大綱	4条	こどもの権利	10条	社会参加の促進	10条	就業の支援	8条	乳幼児のはぐくみ
	②	10条	都道府県こども計画等	5条	こどもにやさしい東京の実現	11条	相談体制の充実	11条	結婚の支援	9条	はぐくみの場の充実
	③	11条	こども施策に対するこども等の意見の反映	6条	こどもの安全安心の確保	12条	相談機関の周知等	12条	妊娠、出産及び子育ての支援	10条	地域における多様な活動を通じたはぐくみ
	④	12条	こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等	7条	こどもの遊び場、居場所づくり	13条	人権教育の充実	13条	職場環境の整備	11条	相互に尊重し合う心を培うはぐくみ
	⑤	13~14条	関係者相互の有機的な連携の確保等	8条	こどもの学び、成長への支援	14条	保護者に対する支援	14条	ライフデザイン教育の推進	12条	子どもの意見の尊重
	⑥	15条	この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知	9条	子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援	15条	学校関係者等に対する支援	15条	地域の特性を生かした取組等	13条	男性の育児参画の促進
	⑦	16条	こども施策の充実及び財政上の措置等	10条	こどもの意見表明と施策への反映	16条	関係機関への支援	16条	社会全体の気運醸成	14条	社会全体によるはぐくみ
	⑧			11条	こどもの参加の促進	17条	意見表明や参加の促進 (別章 子どもにやさしいまちづくりの推進)	※↑条例が章立てされていないため、事務局判断により上記項目を基本的施策として整理		15条	子育て家庭に対する経済的支援等
	⑨			13条	こどもからの相談への対応	18条	子どもの居場所 (別章 子どもにやさしいまちづくりの推進)			16条	母子家庭等に対する生活上の支援
	⑩			14条	こどもの権利擁護	19条	(子どもの視点に立った)情報の提供 (別章 子どもにやさしいまちづくりの推進)			17条	体罰によらない子育ての推進
	⑪					20条	環境の保護等 (別章 子どもにやさしいまちづくりの推進)			18条	児童虐待の予防等
	⑫					21・22条	ヤングケアラーの支援の推進 (別章 ヤングケアラーの支援の推進)			19条	社会的養護が必要な子どものはぐくみ
	⑬									20条	子育て家庭に対する包括的な支援体制